

中津川市総合観光パンフレット制作業務委託 仕様書

1 業務名

中津川市総合観光パンフレット制作業務委託

2 目的

苗木城跡、馬籠宿、付知峡をはじめとする中津川市の主要な観光資源を網羅し、「旅マエ」（誘客）および「旅ナカ」（周遊）の双方で活用できるパンフレットを制作する。来訪者の滞在時間の延長、現地消費の拡大、満足度の向上に資する、利便性・機能性の高い媒体を目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

4 パンフレットの仕様

版型：B5判（天地257mm×左右182mm）

製本：中綴じ（冊子形式）を想定

印刷：全頁フルカラー印刷（4色刷）

言語：日本語（多言語版は本業務の対象外）

頁数：28～32ページの範囲内で自由提案とする（表紙・裏表紙を含む）

5 業務内容

受託者は本業務の目的を十分に理解した上で、次に掲げる業務を実施するものとする。

（1）企画

パンフレット全体のコンセプト、誌面構成、特集企画、ページ構成を提案すること。一般市販の旅行雑誌やライフスタイル誌等を参考とし、思わず手に取りたくなるようなデザイン性や読み進めたくなる誌面展開を意識した企画とすること。

（2）掲載スポットの選定

観光スポット、文化施設、体験等については市が指定する観光資源を必携としつつ、受託者の知見を生かした魅力的なコーナー展開とそれに紐づく掲載内容を提案すること。観光的観点から民間事業者の掲載も可とするが、最終的な掲載可否は市との協議の上で確定するものとする。

（3）掲載先折衝

掲載施設、事業者等との掲載内容の確認、掲載許諾、必要な情報収集及び調整を行うこと。ただし、市が対応すべき事項については双方協議の上、役割分担を決定する。

（4）執筆

各掲載記事について、読み手の興味・関心を喚起する文章を作成すること。施設の概要紹介は必須としつつ、現地の体験価値やストーリー性など、それぞれの観光スポットが持つ固有の魅力が伝わる内容とすること。

(5) デザイン

誌面全体のレイアウト、デザイン、必要に応じて簡易な地図制作等を行うこと。情報が整理された直感的に理解しやすい誌面構成にすることを最優先に、デザイン性、可読性及び統一感を備えたものとする。総合パンフレットとしての閲覧性を担保しつつ、ページをめくる楽しさを感じられる構成とすること。

(6) 撮影・レンタル写真等の管理

必要に応じて新規撮影を実施するとともに、イラスト制作、写真素材の調達及び権利処理を行うこと。写真については季節感やストーリー性、シズル感を重視し、掲載内容の魅力を最大限に引き出すものを目指すこと。レンタル写真を使用する場合は、権利処理を必ず行うこと。

(7) モデルの発注管理・イラスト制作・地図制作

表現上必要と認められる場合は、市と協議の上、モデルの手配、イラスト及び地図の制作を行うこと。モデルについては肖像権処理を必ず行うこと。

(8) 校正

文字校正、掲載先確認によるファクトチェック、デザイン校正を実施し、誤字脱字や事実誤認等のない成果物とすること。市および掲載先から、修正のない完全校了をもってデータ納品とすること。

(9) 納品

下記の成果物をデータ便及び CD-ROM で中津川市観光課に納品すること。

- ①印刷用完全データ（PDF 形式）
- ②デジタルパンフレット用低解像度データ（PDF 形式）
- ③撮影画像一式（適切に補正された jpg データ）

6 再委託の制限

受託者は、本業務を一括して第三者に請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

7 著作権等（権利の帰属）

- (1) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）その他一切の権利は、成果品の引き渡しをもって市に譲渡されるものとし、委託者および委託者から依頼を受けて中間生成物を制作した者（以下「制作者」という）並びに受託者は、当該業務に係る事項に関して著作権法第 17 条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (2) 本業務で制作した中間制作物を含めた知的創造物について、市は受託者及び制作者に何ら断りなく二次使用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うものとし、利用料等の負担および責任は受託者において負うものとする。なお、受託者は制作者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前述のとおりとする。
- (4) 本業務で制作する中間生成物を含めたすべての成果品について、受託者は他者の所有権、知的財産権

及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受託者がすべての責を負うものとし、市は一切関知しない。

8 業務の適切な実施

(1) 関係法令の遵守

著作権法、商標法、景品表示法等、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

中津川市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失等の防止について必要な措置を講じること。

(3) 守秘義務

業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならない。本業務終了後も同様とする。

9 暴力団の排除措置

不当介入等を受けた場合は、速やかに警察へ通報し、市に報告すること。

10 業務の遂行が困難となった場合の措置

(1) 受託者の責に帰すべき事由により継続が困難となった場合、市は契約を解除できる。市に損害が生じた場合は受託者が賠償する。

(2) 不可抗力等の場合は協議の上、契約を解除できる。

11 留意事項

(1) 本業務に伴う取材・撮影等に必要な経費（交通費、燃油代、撮影機材、掲載商品の購入または提供にかかる代金等）は委託料に含むものとする。

(2) 本業務の遂行にあたって、必要に応じて受託者は市と十分な協議を行い、随時進捗状況を報告するものとする。

(3) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合や、本仕様書に記載のない事項については、双方協議の上で決定する。

12 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒508-0032 岐阜県中津川市栄町1番1号 中津川市にぎわいプラザ 2階

担当部署：中津川市商工観光部観光課（担当：片山・小倉）

電話番号：0573-66-1111（内線 4275） / E-mail：kankou@city.nakatsugawa.lg.jp

【参考】

中津川市の主な観光資源・コンテンツ一覧

史跡	苗木城跡 ○		いが栗の里 中津川マロンパーク
中山道関連	中山道	レジャー施設	中津川ふれあい牧場
	中津川宿		ストーンミュージアム博石館
	落合宿		恵那峡ワンダーランド
	馬籠宿 ○		ちこり村
	落合の石畳		
景勝地	付知峡（観音滝・不動滝） ○	酒蔵	はざま酒造
	高樽の滝		山内酒造
	椈の湖		恵那醸造
	根の上湖		大橋酒造
	夕森渓谷（竜神の滝）	体験	そば打ち
	乙女渓谷（夫婦滝・和合の滝）		栗きんとん絞り
山岳関係	恵那山（登山ルート3つ）		箸づくり
	富士見台高原（登山ルート1つ）		フレグランスづくり
	小秀山（登山ルート2つ）		宝石さがし
芝居小屋	かしも明治座		SUP
	常盤座		マス釣り
	蛭子座		カヤック
文化施設	中津川市中山道歴史資料館		乙女渓谷氷瀑ツアー
	苗木遠山史料館		動物えさやり
	中津川市鉱物博物館		写経
	中津川市子ども科学館		茶道
	東山魁夷心の旅路館	味覚狩り	いちご狩り
	熊谷守一つけち記念館		ブルーベリー狩り
	藤村記念館		栗ひろい
	中津川市ひと・まちテラス	食	栗きんとん
道の駅	なかつがわ 森の木遊館		五平餅
	道の駅 花街道つけち		朴葉寿司
	道の駅 加子母		そば
	道の駅 五木のやかた・かわうえ		ケイちゃん
	道の駅 きりら坂下	ガイドツアー	中津川宿・落合宿ガイドツアー
日帰り温泉施設	道の駅 賤母		落合宿本陣ガイド付き見学
	付知峡倉屋温泉 おんぼいの湯		馬籠宿ガイドツアー
キャンプ場	中津川温泉 クアリゾート湯舟沢		かしも明治座 舞台裏見学
	福岡ローマン 渓谷オートキャンプ場		常盤座 見学
	TERRACED FIELDS CAMP	主な花ごよみ	苗木城跡ガイドツアー
	椈の湖オートキャンプ場		椈の湖の桜
	竜神の滝キャンプ場		苗木さくら公園の桜
	鳥のさえずりと星空のキャンプ場		根の上高原のツツジ
	アオミキャンプ場		蛭川のヒトツバタゴ
	宮島キャンプ場		富士見台高原のササユリ
	塔の岩オートキャンプ場		萬嶽寺の花ハス
	森林キャンプ場	紅葉スポット	坂下のそばの花
	本谷オートキャンプ場		夕森渓谷の紅葉
	BeGreen 日和立		富士見台高原の紅葉
	北恵那キャンプ場	観光関連窓口	長楽寺の大イチョウ
	大博士キャンプ場		中津川市観光案内所
	乙女渓谷キャンプ場		にぎわい特産館
	中の島公園ふれあいの里		馬籠観光案内所
グランピング	星が見の杜グランピング		馬籠宿BASE
	中津川グランピング森の空		付知峡総合観光案内所
	FOREST DOME付知峡	その他	
	ほしとせせらぎのぐらんぴんぐ		伊藤潤二デザインマンホール

○印の3か所は市を代表する観光資源として大きく扱うこと